

J 国民健康保険税の滞納に関する情報発信

下線部は、木更津市HPより、丁寧にまたは、わかりやすく掲載されている部分

四街道市 HP	木更津市 HP	船橋市 HP	船橋市 HP
<p>理由なく国民健康保険税を滞納すると、以下のような措置がとられることがありますのでご注意ください。</p> <p>1 納期限を過ぎると、督促が行われます 延滞金などを加算される場合があります。</p> <p>2 それでも納めないと、短期被保険者証が交付されます 短期被保険者証とは、通常の被保険者証より有効期間の短い被保険者証です。<u>ひんぱんに窓口での更新手続きが必要になります。</u></p> <p>3 納期限から 1 年を過ぎると、資格証明書が交付されます 資格証明書とは、国民健康保険の被保険者であることを証明するものです。<u>被保険者証は窓口に戻さなければなりません。お医者さんにかかったとき、医療費はいったん全額自己負担となります。</u></p> <p>4 納期限から 1 年 6 ヶ月をすぎると、国民健康保険の給付（療養費、高額療養費、葬祭費など）の全部または一部が差し止められます</p> <p>5 それでも納めないと、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます <u>上記の滞納措置のほか、財産差し押さえなどの処分を受ける場合があります。</u> 40 歳から 64 歳の方は、介護保険についても制限を受ける場合があります。以上の措置がとられても、その間の国民健康保険税の義務はなくなりません。</p>	<p>特別な事情もなく保険税を滞納すると？</p> <p>納期限を過ぎると督促が行われます。延滞金などを徴収される場合がありますので、速やかに納めましょう。</p> <p>それでも納めないでいると、通常の保険証の代わりに有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。</p> <p>納期限から 1 年を過ぎると、保険証を返していただき、代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。</p> <p>この場合でも、医療機関等で診療を受ける際には必ず「被保険者資格証明書」を提示してください。そうすると、診療費はいったん全額自己負担となりますが、後で保険給付分については保険年金課で、申請する事ができます。（申請方法は、お問い合わせください。）</p> <p>但し、申請できるのは支払後 2 年間で期限となっていますので、期日には十分ご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支払いが遅れると納期限までにお支払いがないとき <u>翌月 20 日頃督促状が発送されます。発送月末日が納期限となっていますので指定の銀行またはコンビニエンスストアで納付してください。</u> <u>口座振替でお支払いの方は納期限日に残高がないと再度振替えることはできません。督促状にて納付してください。</u></li> <li>● さらに経過してもお支払いがないとき <u>催告書が発送されます。指定の銀行またはコンビニエンスストアで納付してください。</u> 滞納が続くと 保険料に延滞金が増加されたり、保険証の有効期限が短い「短期被保険者証」になったり、<u>医療機関で医療費を一時的に 10 割全額負担していただく「資格証明書」になったりすることがあります。</u></li> <li>● 延滞金 <u>納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じて船橋市国民健康保険条例に基づいた割合により計算した金額となります。</u></li> <li>● 短期被保険者証 <u>保険料の滞納がある場合に、翌年度の保険証の有効期限を短縮した保険証を交付します。これを短期被保険者証といいます。短期被保険者証は、有効期限前に納付相談や納付をしていただき保険証の更新を行います。有効期限以外は通常の保険証と同様の扱いとなりますが、有効期限経過後の医療費はいったん全額自己負担となる場合があります。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資格証明書 短期被保険者証交付世帯で、納期限から 1 年を経過しても滞納を続けている場合には、短期被保険者証に替えて被保険者としての資格だけの証明を交付します。これを被保険者資格証明書といいます。資格証明書で診療を受ける場合は、医療費をいったん全額自己負担していただき、後日、申請により給付を受けていただきます。</li> <li>● 納付が困難なとき <u>遡及加入等で各期の保険料金の支払が困難な場合は、分割で納付していただくこともできますのでお早めにご相談ください。</u></li> <li>● 債権管理課への収納業務の移管 船橋市では「債権管理課」を設置し、公金の滞納額の縮減を図っています。 <u>このため、完納の見込みがない場合、「債権管理課」に国民健康保険料収納業務を移管し、未納国民健康保険料徴収のため、財産調査をしたうえで、差押えの処分（預貯金、不動産、給与等）を行うこととなりますので、ご承知おきください。</u></li> <li>● 保険料を滞納しつづけると支払い計画も大きい金額になります。 <u>納付相談は国民健康保険課で随時受け付けていますので早いうちにご相談下さい。</u> 納付相談場所 _____ 市役所 1 階国民健康保険課 納付相談時間 _____ 月曜日～金曜日 (祝日を除く午前 9 時～午後 5 時)</li> </ul>

## 資料K 各保険者の比較

## 各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成25年3月末)	1,717	1	1,431	85	47
加入者数 (平成25年3月末)	3,466万人 (2,025万世帯)	3,510万人 被保険者1,987万人 被扶養者1,523万人	2,935万人 被保険者1,554万人 被扶養者1,382万人	900万人 被保険者450万人 被扶養者450万人	1,517万人
加入者平均年齢 (平成24年度)	50.4歳	36.4歳	34.3歳	33.3歳	82.0歳
65～74歳の割合 (平成24年度)	32.5%	5.0%	2.6%	1.4%	2.6% (※2)
加入者一人当たり医療費 (平成24年度)	31.6万円	16.1万円	14.4万円	14.8万円	91.9万円
加入者一人当たり 平均所得 (※3) (平成24年度)	83万円 一世帯当たり 142万円	137万円 一世帯当たり (※4) 242万円	200万円 一世帯当たり (※4) 376万円	230万円 一世帯当たり (※4) 460万円	80万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成24年度) (※5) 〈事業主負担込〉	8.3万円 一世帯当たり 14.2万円	10.5万円 <20.9万円> 被保険者一人当たり 18.4万円 <36.8万円>	10.6万円 <23.4万円> 被保険者一人当たり 19.9万円 <43.9万円>	12.6万円 <25.3万円> 被保険者一人当たり 25.3万円 <50.6万円>	6.7万円
保険料負担率 (※6)	9.9%	7.6%	5.3%	5.5%	8.4%
公費負担	給付費等の50%	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への 補助 (※8)	なし	給付費等の約50%
公費負担額 (※7) (平成26年度予算 <sup>ハ</sup> -ス)	3兆5,006億円	1兆2,405億円	274億円		6兆8,229億円

(※1) 組合健保の加入者一人当たり平均保険料及び保険料負担率については速報値である。

(※2) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※3) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※4) 被保険者一人当たりの金額を表す。

(※5) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※6) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

(※7) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導、保険料軽減分等に対する負担金・補助金は含まれていない。

(※8) 共済組合も補助対象となるが、平成23年度以降実績なし。